

吹田市水道部公告第 14 号

吹田市水道部水道工事交通誘導警備業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 5 月 2 日

吹田市水道事業管理者職務代理者
吹田市水道部長 原田 有紀

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 吹田市水道部水道工事交通誘導警備業務
- 2 業務場所 吹田市内全域
- 3 履行期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで
本契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約である。
- 4 業務概要
水道工事現場における通行車両や歩行者及び水道部所属職員の安全誘導、その他警備業務全般を行うものとする。
- 5 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 1 年当たりの額の 100 分の 3 に相当する額以上を納付しなければならない。
- 6 契約の保証
落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約単価（平日、1 人当たりの額）に 1 年当たりの発注予定数量を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関の保証書の提供
 - （4）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）に市内本店で登録されている者であり、「警備」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けていること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、(2)に示す書類を(3)の期間内に提出し、本市水道部の確認を受けなければならない。

- (2) 入札参加資格申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）

イ 「7 入札参加資格」(3)の要件を満たす警備業法第4条の認定を受けていることを証明する証明証の写し

- (3) 申請書等の提出

ア 提出期間

令和7年5月2日（金）から令和7年5月16日（金）午後3時まで

イ 提出先

（郵送の場合）〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ（住所の記載は不要）

（持参の場合）吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室

（電子メールの場合）sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞水道部契約・入札情報＞物品・修繕・委託業務等＞2025年度一般競争入札（物品・修繕・委託業務等）一覧（以下「吹田市水道部ホームページ」という。）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された申請書等は、返却しない。

（ウ）申請書は持参、電子メール（送信後は電話により到着確認を行うこと）又は郵送（配達記録が残るものに限る。）で(3)アに記載する期間内に必着のこと。

（エ）提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

- (4) 入札参加資格の確認結果は、令和7年5月20日(火)までに入札参加資格確認申請書記載のメールアドレスへ通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

なお、この日までに通知がなかった場合は「24 問い合わせ先」へ電話にて問い合わせること。

- (5) 期限までに申請書等を提出しない者又は本市水道部が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 現場説明会

現場説明会は開催しない。

10 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年5月2日(金)から令和7年5月12日(月)午後4時まで

件名を「質疑 吹田市水道部水道工事交通誘導警備業務」とし、電子メールにより受け付ける。

質疑書の様式(様式2)は吹田市水道部ホームページからダウンロードすること。

受付メールアドレスは「24 問い合わせ先」のとおり。

(2) 回答期日

令和7年5月14日(水)までに質疑の回答を吹田市水道部ホームページに掲載する。

なお、質疑がない場合もその旨、掲載する。

11 入札の日時及び入札場所

日時 令和7年5月23日(金) 午後 1時 30分

場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館4階 入札室

代理人をして入札に参加する場合の委任状(様式4)また、入札書(様式5)を吹田市水道部ホームページからダウンロードし、使用すること。

12 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

- (2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

なお、最低制限価格は設定しない。

- (3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日前日までに入札辞退届(様式3)を提出するものとする。入札辞退届の様式は吹田市水道部ホームページからダウンロードすること。

14 入札金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する全額を抜いた金額を入札書に記載すること。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「7 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式6）を提出すること。

18 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、吹田市水道部は一切の責めを負わないものとする。

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

21 契約予定日 令和7年5月30日（金）

22 契約金額

単価契約とし、別紙「契約単価及び発注予定数量について」に基づいて算出した単価で契約するものとする。

23 その他

- （１） 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- （２） この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る支出予算に減額又は削除があった場合、吹田市水道部は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- （３） 本公告の内容について変更の必要が生じた場合は、吹田市のホームページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞水道部契約・入札情報＞水道部緊急連絡事項に掲載するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

24 問い合わせ先

吹田市水道部企画室経理グループ（水道部本館3階）

住所 〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

電話 （０６）６３８４－１２５３（直通）

FAX （０６）６３８４－１９０２

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp